

改正 平成21年3月24日要綱第23号

第1 設置

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画としての調布市DV防止及び被害者支援基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、調布市DV防止及び被害者支援基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、基本計画の策定に係る次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の策定に向けた調査及び庁内調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に必要な事項に関すること。

第3 構成

委員会は、次の各号に掲げる課の長又は当該課の長が推薦する当該課の職員で市長が任命するもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 行政経営部政策企画課
- (2) 市民部市民課
- (3) 市民部市民相談課
- (4) 生活文化スポーツ部男女共同参画推進課
- (5) 生活文化スポーツ部産業振興課
- (6) 子ども生活部子育て支援課
- (7) 子ども生活部保育課
- (8) 子ども生活部児童青少年課
- (9) 福祉健康部福祉総務課
- (10) 福祉健康部生活福祉課
- (11) 福祉健康部健康推進課
- (12) 福祉健康部保険年金課
- (13) 都市整備部住宅課
- (14) 教育部学務課
- (15) 教育部指導室
- (16) 教育部社会教育課
- (17) 調布市教育相談所

第4 任期

委員の任期は、市長が任命した日から基本計画が策定された日までとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうち生活文化スポーツ部男女共同参画推進課の職員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうち子ども生活部子育て支援課の職員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

委員会は、委員長が招集する。

第7 作業部会

委員会に、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員長から付託された事項について調査検討し、委員会に報告する。
- 3 部会は、委員及び委員長が指名する職員をもって構成する。
- 4 部会長は、部会を構成する者から委員長が指名する。

5 部会は、部会長が招集する。

第8 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第9 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部男女共同参画推進課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月3日から施行する。

附 則（平成21年3月24日要綱第23号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。